

第4章 鎌ヶ谷市の文化財の概要と特徴

1 鎌ヶ谷市の文化財の概要

調査の結果把握された文化財については、以下のとおりです。

表4 把握した文化財一覧

| 類型 | | 把握件数 | 概要 |
|---------|---|--------------------|--|
| 有形文化財 | 建造物 | 社寺建築 | 1件 根頭神社本殿 |
| | | 社寺以外の歴史的建造物 | 15件 国登録有形文化財の5件のほか、令和3年度の悉皆調査で把握した8件や旧陸軍鉄道第二連隊の橋脚や旧陸軍藤ヶ谷飛行場の物資格納庫 |
| | 美術工芸品 | 絵画 | 28件 市域出身の日本画家小金谷春嶺などが描いた絵画9点と掛軸1点、書画1点、絵馬・額15点、仏画2点。 |
| | | 彫刻 | 23件 寺院や仏堂、個人宅などにある仏像 |
| | | 歴史資料（古文書、近・現代資料含む） | 8,128件 近世までの古文書や近・現代の私文書などをあわせて293件。このほか、紙媒体以外の歴史資料1,444件、歴史公文書6,391件。 |
| | | 考古資料 | 15件 中沢貝塚や根郷貝塚などの遺跡から出土した遺物一式 |
| 石造物 | 948件 道標・馬頭観音・子安観音塔などの信仰関係の石塔、近・現代の記念碑、墓塔など | | |
| 民俗文化財 | 有形 | 民具 | 1,972件 桶職人の製作道具や谷津田で使われた農耕具をはじめ、農具や生活道具など |
| | 無形 | 祭り | 9件 各地区の鎮守の祭礼。このうち、栗野の八坂神社の祭礼では、唯一神輿の渡御が行われている。 |
| | | 講（民間信仰含む） | 125件 現存する市指定文化財の栗野庚申講をはじめ、近年まで継続していたものを含めて、講98件、オコモリ18件、オビシャ9件を確認 |
| 記念物 | 遺跡 | 伝説・昔話 | 25件 池や地名などにかかわる伝説や印内村（現船橋市）の重右衛門話、動物にかかわる昔話などが伝わっている。 |
| | | 動物 | 17件 標本剥製 |
| | | 植物 | 72件 巨木42件（うち直径1m以上26件）、保存樹木10件、保全林10件、ふれあいの森など10件 |
| | | 湧水 | 13件 手賀沼水系と東京湾水系の主な湧水の件数 |
| 文化的景観 | | 4件 | 梨畑や谷津と台地の景観など |
| その他の文化財 | 小字地名 | 160件 | 市域に残る佐津間・栗野・軽井沢・中沢・道野辺・鎌ヶ谷・初富の7つの大字は、明治初年までの村名。また、大字内の地区区分である小字は地形や景観という地理的要素を表すものが多い。 |
| | 方言 | 311件 | |
| | 音 | 6件 | |
| | 歴史ある土地 | 27件 | 旧村の氏神が祀られている神社など |
| | 道 | 2件 | 木下街道、なま道 |
| 総把握件数 | | 12,043件 | |

2 指定等文化財の概要

本市の文化財で、文化財保護法等に基づき、指定、登録されている文化財（以下「指定等文化財」という。）は、国指定文化財1件、県指定文化財1件、市指定文化財30件、国登録有形文化財5件、総計37件です。

時代別にみますと、中世3件、近世11件、近代12件（民俗文化財、天然記念物、登録有形文化財を除く）となっており、近世から近代が7割を占めています。

種別では、有形文化財が16件と最も多く、次いで記念物11件、民俗文化財が10件となります。無形文化財、文化的景観、伝統的建造物群保存地区には現在選定されているものはありません。

表5 鎌ヶ谷市における指定等文化財の状況（令和4年4月1日現在）

| 区分（種別） | | 国指定 | 県指定 | 市指定 | 国登録 | 県登録 | 計 | |
|----------|------------|------|-----|-----|-----|-----|----|---|
| ①有形文化財 | 建造物 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 5 | |
| | 美術工芸品 | 絵画 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | | 彫刻 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 工芸品 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | | 書跡等 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | | 考古資料 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 歴史資料 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 5 | | |
| ②無形文化財 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ③民俗文化財 | 有形民俗文化財 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 8 | |
| | 無形民俗文化財 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | |
| ④記念物 | 遺跡 | 1 | 1 | 6 | 0 | 0 | 8 | |
| | 名勝地 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 動物、植物、地質鉱物 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | |
| ⑤文化的景観 | | 0 | 0 | — | — | — | 0 | |
| ⑥伝統的建造物群 | | 0 | — | — | — | — | 0 | |
| 合 計 | | 1 | 1 | 30 | 5 | 0 | 37 | |

(1) 有形文化財

① 建造物

近世の農村地域における建造物の様相が伺える澁谷家住宅の主屋・米蔵・門と、木下街道沿いの宿場町にあった旅籠の様子がうかがえる丸屋・丸屋離れの2か所5件が、国登録有形文化財となっています。



国登録有形文化財澁谷家住宅



国登録有形文化財丸屋・丸屋離れ

② 美術工芸品

美術工芸品は、11件が指定されています。歴史資料が5件と最も多く、きたじまひでとも りよしゆくかんぼん北島秀朝等旅宿看板（市指定）や初富開墾関連史料（市指定）の初富開墾に関する資料を中心に、江戸時代から明治にかけての資料が指定されています。次いで考古資料3件で、ほっけまえいたび妙蓮寺板碑及び五輪塔（市指定）、北方前板碑（市指定）、大仏板碑（市指定）が指定されています。工芸品としては近世中期に作られた銅製の鎌ヶ谷大仏（市指定）が1件あります。古文書は、澁谷総司書簡（市指定）が1件で、澁谷総司の生家である澁谷家住宅（国登録）と併せて時代背景を物語る貴重な資料です。このほか、絵画は錦絵「貴婦人の図」（市指定）1件です。



市指定有形文化財（美術工芸品）北方前板碑



市指定有形文化財（美術工芸品）貴婦人の図

(2) 民俗文化財

① 有形民俗文化財

2年間で100基建てられた百庚申（市指定）や栗野庚申講（市指定）により江戸時代から5年ごとに1基建て続けている栗野庚申塔群（市指定）、道標地藏（市指定）など、講によ

り建てられた近世の石造物が4件指定されています。また、初富開墾によって奉納された豊作稲荷神社「手洗鉢」「鈴」（市指定）など4件が指定されています。いずれも、信仰や交通など人々の営みの歴史を今に伝える民俗資料です。



市指定有形民俗文化財豊作稲荷神社「手洗鉢」



市指定有形民俗文化財豊作稲荷神社額「絵馬」

②無形民俗文化財

近世の村ごとに、文化風土と結びついた祭礼・芸能が行われています。その中で軽井沢に伝わったおしゃらく踊り（市指定）と江戸時代から続く栗野庚申講（市指定）の2件が指定文化財となっています。

(3) 記念物

①遺跡（史跡）

遺跡は、江戸時代の牧跡や牧に関連した家の墓地など8件が史跡に指定されています。

牧跡では、下総小金中野牧跡捕込・野馬土手（国指定）と小金中野牧の込跡（県指定）が史跡となっています。江戸幕府の馬牧の経営の様子を今に伝える貴重な遺跡です。また、村人の中心となり馬牧の日常の管理を行った牧士に関する遺跡として、三橋家墓地（市指定）、清田家の墓地（市指定）、駒形大明神（市指定）の3件が史跡になっています。このほか、戊辰戦争に関連して行われた旧幕府軍と新政府軍（官軍）との戦いで戦死した官軍兵士の墓（市指定）など2件が史跡となっています。



国史跡下総小金中野牧跡（野馬土手）



市指定史跡三橋家墓地

②動物、植物、地質鉱物（天然記念物）

植物では、個人宅のキンモクセイ（市指定）と八幡春日神社の森（市指定文化財）と根頭神社の森（市指定）の3件が指定文化財となっています。



市指定天然記念物キンモクセイ

3 未指定文化財の概要

(1) 有形の文化財

①建造物

令和3年度（2021）に実施した歴史的建造物分布調査（佐津間地区と鎌ケ谷地区）により、現在は鉄板葺きであるが、茅葺き屋根の特徴となる急な屋根勾配を変えないまま、鉄板葺きに替えたと推測される建物が佐津間地区で4件、鎌ケ谷地区で3件確認されました。

また、同調査により、築50年以上が経過し、地域固有の歴史を伝える建造物として、銭湯1件が確認されています。さらに、戦争遺構にも位置づけられる鉄道第二連隊の橋脚跡もあげられます。昭和16年（1941）に鉄筋コンクリート製の橋脚に架け替えられたものと推定されています。

根頭神社の本殿調査を令和3年度（2021）に鎌ケ谷市郷土資料館が実施しました。昭和43年（1968）に千葉護国神社の仮社殿（旧千葉師範学校奉安殿：昭和9年〈1934〉竣工）を譲り受け、中沢地区の大工職が移築した可能性がある建物で、調査を継続しています。



鉄道連隊橋脚

②美術工芸品

市史編さん事業や郷土資料館の調査によって確認された近世までの古文書や近・現代の私文書などの文書類と市教育委員会へ寄贈・寄託いただいたものを含めた歴史資料は、109,291点です。この中には、1,000点をこえる史料群が14件あり、地域の近世史や近・現代史を知る上で欠くことのできないものとなっています。また、保存年限満了にともない、郷土資料館へ移管された明治時代以来の市歴史公文書は、令和4年（2022）4月現在6,391点（簿冊数）に及んでいます。

市内の金石資料については、昭和60年度までの調査成果が『鎌ケ谷市史』資料編Ⅱ（金石文）（昭和61年3月）にまとめられています。その中に掲載されている、近・現代の記念碑・顕彰碑なども歴史資料として貴重なものです。また、この時の調査対象外であった、標

石・墓石や戦争関係の構造物・遺構についても、近年調査が進み、確認されています。

なお、内容的に本市の特色を反映し、かつまとまりのあるものとして、近世では、小金牧関係史料（鹿狩を含む）、中沢村と佐津間村の村方史料があげられます。維新时期を含む近・現代では、初富開墾関係史料（一部指定済み）、草莽の志士澁谷総司関係史料、戦争・軍事関係史料と遺構、農地改革関係の歴史的公文書、教育関係史料（小学校沿革誌、明治時代以来の小学校教科書など）、昭和初期以来の地域開発関係史料（市民・住民運動を含む）などがあげられます。

（２）無形の文化財

かつては「ヤマ」と呼ばれた林の恵みをふんだんに受けられたことから、^{そま}杣や木挽といった、木材の伐採や加工に従事する職人や大工職などが活躍していました。また、炭づくりも広く見られ、桶づくりの職人もいましたが、現在その技術は途絶えてしまいました。

（３）民俗文化財

① 有形の民俗文化財

未指定の有形の民俗文化財としては、市域の農業の特色であった谷津田で使用された農具（田下駄・田植え杵・田舟・千歯扱き・唐箕など）、水田と台地上の畑で耕作用に用いられた鋤類、桶職・鍛冶屋・屋根屋などの諸職関係の道具と製品が比較的まとまって存在し、その一部は郷土資料館で保存・展示されています。また、市域では古くから様々な民間信仰が存在したことから、関係する有形の民俗文化財も多様なものが残されています。主なものとしては、庚申塔（一部は指定済み）・子安塔・馬頭観音塔などの石造物、講（東葛・印旛大師講、北初富の三峯講、くぬぎ山の野馬観音講、栗野の上岡講など）やオビシヤ（中沢地区）関係の民具と民俗史料、旧家の主屋（屋根裏）で一括保存されていた大量の御札などがあげられます。

② 無形の民俗文化財

未指定の無形の民俗文化財としては、東葛・印旛大師講（毎年５月１日～５日、鎌ヶ谷・松戸・柏・白井の４市にまたがる８８か所の札所を巡拝）、中沢の八日ビシヤ（毎年２月８日）、谷地川のオビシヤ（毎年２月１５日）、南鎌ヶ谷の天道念仏（毎年３月１２日～１３日）、栗野の八坂神社の祭礼（７月第２日曜日）などがあります。

また、伝説と昔話も各地区に伝えられています。資－２８のとおりです。

（４）記念物

植物については、古い屋敷や集落、神社・寺院の境内などには、しばしば歴史を伝えるような巨木が残されています。巨木は、長年にわたり、地域の人々が守り育ててきたことで、その土地の風土を象徴するものとなっています。幹の胸高直径１ｍ以上を巨木といい、平成２１年（２００９）時点では、２６本確認されています。市指定天然記念物の八幡春日神社の森には、１１本

の巨木があり、胸高直径125cmと109cmのスギや162cmのムクノキなどがあります。市内の巨木一覧は、資-29のとおりです。

また本市では、「鎌ヶ谷市みどりの条例」に基づいて、市の美観風致を維持するため必要な保全林9か所、保存樹木10本を指定しています。また、市民に森林レクリエーション及び保健休養の場を提供することを目的として市街化区域内に残された林などを保全し、ふれあいの森として整備している場所が10か所あります。

本市の動物を記録保存するため、死んでしまった動物（アズマモグラ、ホンドタヌキなど）を剥製として郷土資料館にて保存しています。

湧水については、13か所確認されています。湧水地の存在は、その地域の水の循環や生物的な自然が保全されていることの象徴です。しかし、かつて市内各所にあった湧水地は、消滅の一端をたどっています。

戦跡遺構については、飛行機の燃料貯蔵庫であったと思われる遺構が確認されています。

なお、埋蔵文化財としての遺跡については、4埋蔵文化財の概要に記載しています。

(5) 文化的景観

選定されている文化財はありませんが、江戸時代末期に中沢地区に伝わった梨畑が、第2次世界大戦後に市内全域に広がり、生産が行われています。梨畑のある風景が本市の景観のひとつになっています。また、佐津間地区の大津川と谷津の景観も特徴的です。大津川沿いに設けられた緑道を歩くと、川の流れが感じられ、また佐津間地区内の少し高い場所からは、谷津の低地とその先の台地を臨むことができ、台地に形成された谷津の様子が見えるなど、川が形成した景観を見ることができます。

また、木下街道の宿場であった鎌ヶ谷地区では、かつての旅籠の趣を残した国登録有形文化財の丸屋や宿場町特有の短冊状の地割を一部に残しています。また国登録有形文化財の澁谷家住宅とその周辺の佐津間地区集落は、中世以来の根小屋（根郷）集落*の様相を残しています。

*根小屋（根郷）集落：中世後期の山城の麓にあった城主の館やその周辺の屋敷地が集まった集落のこと



実りの時期を迎えた梨畑（中沢）



大津川と谷津の風景（佐津間）

(6) その他の文化財

(1)～(5)に示した文化財保護法に示された類型の分類以外にも、地域にとって大切に、これからも残していきたい文化財（地名、方言、音など）が数多く存在します。

市域の特色となる地名として、湧水池であることを示す囃子清水・子ハ清水・入道溜（池）、縄文時代の貝塚があったことを示す貝柄山、中世の城郭が存在したことを示す根郷・（北）根郷屋、江戸時代の牧場の名残を示す御囲・林跡・東林跡・木戸脇・請所などの小字地名が事例としてあげられます。

方言では、草原・畑の藪地などをさす「くさぼっこ」、北風をさす「しもつかぜ」、徹夜をさす「よあかし・よっぴて」など、311語が確認されています。現在では年長の方だけが使い、一般には使われていない言葉もあります。

地域で特有な音としては、海上自衛隊下総航空基地から飛び立つ飛行機の音や、鉄道4線それぞれの音があげられます。また、残していきたい音として、住宅地や公園、緑地などで聞こえる季節を感じる鳥のさえずりがあげられます。

また、昔からある道や歴史ある土地として神社や寺の境内なども地域にとって大切です。

4 埋蔵文化財の概要

市内に分布する埋蔵文化財（遺跡）として、周知の埋蔵文化財包蔵地136か所が確認されています。このうち、散布地が116か所と最も多く、次いで集落跡9か所となっています。時代別では、縄文時代が117か所と最も多く、次いで奈良・平安時代38か所、古墳時代22か所です。

弥生時代の遺跡は確認されていないことと、古墳時代を代表する「古墳」が確認されていないことは、本市の埋蔵文化財の特徴としてあげられます。

主な遺跡として、江戸時代の牧跡の下総小金中野牧跡（国史跡）と関連する野馬土手（小金中野牧野馬除土手、勢子土手、大込土手、小金下野牧野馬除土手）があげられます。また、縄文時代の大型貝塚である中沢貝塚は、本市の最大の遺跡で、縄文土器をはじめ土偶、石棒などの祭祀遺物や耳飾、石器などの出土量が多く、本市のみならず、県内においても代表的な遺跡です。さらに、中世の城跡である佐津間城跡や板碑が破片含めて152基以上まとまって出土した万福寺境内遺跡は、本市の特徴的な遺跡となっています。

表6 周知の埋蔵文化財包蔵地か所数一覧（令和4年（2022）4月1日現在）

| 種別 | 地区 | | | | | | | 総計 |
|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|----|-----|
| | 佐津間 | 栗野 | 軽井沢 | 中沢 | 道野辺 | 鎌ヶ谷 | 初富 | |
| 城跡 | 1 | | | | | | | 1 |
| 牧跡 | | (2) | | 1 (2) | (2) | 2 | 3 | 6 |
| 集落跡 | | | 1 | 6 | 1 | | 1 | 9 |
| 貝塚 | | | | 1 | | | | 1 |
| 散布地 | 26 | 9 | 9 | 42 | 11 | 3 | 16 | 116 |
| その他 | | | | 2 | | | 2 | 4 |
| 総計 | 27 | 11 | 10 | 51 | 12 | 5 | 21 | 136 |

*牧跡の（ ）の数字は、重複を表す。 資料：市資料

表7 時代別周知の埋蔵文化財包蔵地か所数一覧（令和4年（2022）4月1日現在）

| 時代 | 地区 | | | | | | | 総計 |
|-------|-----|----|-----|----|-----|-----|----|-----|
| | 佐津間 | 粟野 | 軽井沢 | 中沢 | 道野辺 | 鎌ヶ谷 | 初富 | |
| 旧石器 | | 2 | 2 | 2 | | | 3 | 9 |
| 縄文 | 26 | 6 | 10 | 48 | 12 | 3 | 12 | 117 |
| 古墳 | 2 | | 2 | 13 | | 2 | 3 | 22 |
| 奈良・平安 | 2 | 1 | 2 | 19 | 8 | 1 | 5 | 38 |
| 中世 | 2 | | | 2 | | | | 4 |
| 近世以降 | | | | 3 | | | 3 | 6 |

*表内埋蔵文化財包蔵地か所数は、複数の時代にわたる包蔵地を時代ごとに数えたため一部重複している。

資料：市資料

5 地区別の文化財の特徴

地域の歴史文化を反映させた文化財の特徴をみるため、江戸時代以降の村の範囲を「地区」として、文化財をまとめました（地区の範囲は17ページ 図7参照）。

（1）佐津間地区

市の最北部に位置しています。手賀沼に注ぐ大津川上流部の低地に水田が広がっていました。鎌倉時代後期の古文書に、相馬氏が支配した村として名が見えます。また、戦国時代後期に整備されたと推定される佐津間城跡（築城は戦国時代後期以前と推定）は小規模ながら残存状態のよい城跡として知られています。「本土寺過去帳」に名前が記載された武士や仏師として活動した人の名も伝わり、南北朝・室町時代につくられた30基以上の板碑も伝存していて、中世の歴史を今に伝えます。

江戸時代には、小金中野牧の野付村に指定されており、寛政・嘉永の2度の鹿狩に際しては重要な役割を果たしたことを示す歴史資料が伝わっています。また、代々名主をつとめた澁谷家の住宅は、市域で唯一確認されている江戸時代後半の建造物として、国登録有形文化財に登録されています。また、同家出身の幕末草莽の志士である澁谷総司が、赤報隊の一員として非業の死を遂げたことは有名です。南佐津間所在の宝泉院の境内には、総司が贈位され「偽官軍」の汚名がはらされたことを記した昭和4年（1929）建設の顕彰碑があります。佐津間地区の自治会館の一室は澁谷総司資料室として整備されています。



佐津間城跡遠景

(2) 栗野地区

市の北部、大津川最上流部に位置しています。佐津間村と同様に、鎌倉時代後期の古文書に相馬氏支配の村として記されています。南北朝時代以降の様子はよく伝わっておらず、戦国時代末から近世初期にかけて、現在のように道沿いの両側に屋敷地が立ち並ぶ景観の集落となったと考えられます。江戸時代は、小金中野牧に最も近接する野付村として、日々の牧場の見廻りを行うなどの義務がありました。下総牧廃止にともなう開墾事業に際しては、一時東京府開墾局の出先が置かれました。また、開墾局知事北島秀朝と配下の役人が事業開始に宿泊したことを示す旅宿看板（市指定文化財）が、当時栗野村の名主をつとめていた家から見つかりました。

古くからの民間信仰が伝わっており、特に庚申講と江戸時代後半以降5年ごとに行われてきた庚申塔の造立は現在も続いています（講・塔ともに市指定文化財）。

また、八坂神社や三十番神境内の神社林や元の里山である「栗野の森」などに樹木がよく残り、自然が豊富な地区です。



栗野の石塔群

(3) 軽井沢地区

市の北東部、東側と北側は手賀沼に注ぐ金山落しの最上流部に位置しています。江戸時代前期の延宝年間（1673～81）、台地上の野地を開墾して成立した新田村です。そのため、昭和3年（1928）までは「軽井沢新田」が正式な地名でした。また、明治22年（1889）、「明治の町村合併」によって鎌ヶ谷村に加わるまでは、印旛郡に属していました。現在も江戸時代に形成された散村的な景観の名残を見ることができます。

太平洋戦争末期には、栗野・佐津間両地区との境界付近から現在の柏市藤ヶ谷地区にかけて、陸軍藤ヶ谷飛行場が造成されました。同飛行場は戦後アメリカ軍が接収し白井基地となりました。そして、昭和35年（1960）に全面返還され、海上自衛隊下総航空基地となり、現在にいたっています。

以前は炭焼きが盛んで、平成の初めの頃までは炭焼き窯が残されていたことが確認できました。



鎮守八幡神社（軽井沢）

(4) 中沢地区

市の南西部に位置しています。台地上に縄文時代と古代・中世の遺跡が多数存在しています。縄文時代では、^{はいおくぼ}廃屋墓からまとまった埋葬人骨が発掘された根郷貝塚（根郷No.1遺跡）、明治時代からその存在が知られ数多くの発掘調査が行われて膨大な遺物が出土した中沢貝塚などが著名です。奈良・平安時代では、^{ぼくしよ}墨書土器や鉄器が出土した^{すがへた}双賀辺田No.1遺跡、鎌倉・室町時代では150基以上の板碑が出土した万福寺境内遺跡などが知られています。また、南北朝時代の歴史資料にも村名が見えることから、鎌倉時代にはすでに集落があったと考えられています。

現在の大柏川（谷地川）やその支流根郷川沿いの谷津に古くから水田が開かれたほか、台地上に広がる森林の林産物を資源として利用していました。また、北側に隣接して小金中野牧が広がり、その野付村として指定され、代々牧士役をつとめた三橋家がありました。このほか、村役人をつとめた家などに、近世から近・現代の多数の歴史資料が伝わっています。現在、市の代表的な農産物となっている梨は、江戸時代末期に中沢で栽培が始まったとみられます。第2次世界大戦前までは、主として中沢の数軒で生産され、戦后市域各地へと広がりました。

各所に残る巨木や地区の鎮守である八幡春日神社の森（市指定文化財）など、緑が多く残り、湧水とそこに集まる生物など自然がよく残されています。

なお、中沢貝塚東側の谷津田であった場所は、現在貝柄山公園として整備されています。公園内には牧場の野馬を象ったブロンズ像があります。



市指定天然記念物
八幡春日神社の森

(5) 道野辺地区

市の南部に位置し、地区内に船橋市丸山の大きな飛地が所在することで知られています。中沢地区と同様に、南北朝時代の歴史資料に村として記載されています。日蓮宗の開祖である日蓮にゆかりがあると伝えられている妙蓮寺のほか、題目を唱えると水が蓑と笠の形に湧いてくる「囃子水」の伝説や「月夜の狸」の昔話などが残されています。大正時代に、市域ではじめての本格的鉄道である北総鉄道（現東武野田線（東武アーバンパークライン））の開通にともなって鎌ヶ谷駅が設置され、また、市域の小学校を統合して開校した鎌ヶ谷尋常・高等小学校（現市立鎌ヶ谷小学校）が最初に設置されました。地区南部の水田であった低地を造成し、昭和47年（1972）から分譲が始まった鎌ヶ谷グリーンハイツは、市域ではじめての本格的な集合住宅団地です。



市指定天然記念物根頭神社の森

地区内には屋敷地や神社境内にスダジイの巨木が

残されています。また、地区の鎮守である根頭神社（市指定文化財）と隣接する市民の森には、樹木に集まる昆虫や鳥、小動物などが生息し自然がよく残されています。

（6）鎌ヶ谷地区

市の南東部に位置しています。江戸時代初期の寛永年間（1624～44）に設定された脇往還の木下道（木下街道）の宿場として誕生しました。当初宿は、現在の鎌ヶ谷八幡神社から延命寺までの区間のみでしたが、その後南西方向へと道沿いに集落が形成されていき、屋敷地の間取りがせまく奥行きが長い、典型的な宿場町の地割が見られるようになりました。江戸時代中・後期には、多くの人や物資が行き交いました。鎌ヶ谷宿に休泊した主な人物としては、渡辺崋山、大原幽学、徳川斉昭らが知られています。なお、慶応4年（1868）には、現在の船橋市との境界付近で、「市川・船橋戦争」の一環の戦いがあり、戦死した新政府方の佐土原（現宮崎県宮崎市）藩士ら2名が、通称「大仏墓地」に葬られ、後に墓石が建てられました（市指定文化財）。宿場時代の名残を残すものとして、旧旅籠の丸屋（国登録有形文化財）や鎌ヶ谷大仏、道標地藏、魚文の句碑（いずれも市指定文化財）などが現存しています。

一方、小金中野牧と下野牧の境界に設定された村であることから、江戸時代の絵図には、村の周囲に野馬除土手のまよけどてが築かれていたことが記されています。一部は現存しています。両牧の牧士を代々つとめたのが鎌ヶ谷村の清田家でした。同家の墓地と「駒形大明神」も牧関係の文化財として伝わっています。

明治時代に入ると、市域最初の小学校や郵便局が設けられました。また、明治末年には、市域最初の鉄道として木下街道に敷設された東葛人車鉄道の発着駅となりました。昭和初年には、津田沼に置かれていた陸軍鉄道第2連隊の演習線が通りました。第2次世界大戦後にそのルートが新京成電鉄線となった際、ショートカットされた部分に、昭和15年（1940）頃に同連隊が建設したコンクリート製の橋脚が児童遊園内に残されています。



市指定有形文化財鎌ヶ谷大仏

（7）初富地区

市の中央部の台地上に位置しています。旧石器時代には、五本松・林跡・東林跡などの地に遺跡が形成され、多数の石器などが出土しています。しかし、その後は長期間にわたって、居住地や耕地としては利用されませんでした。江戸時代には、小金中野牧の南半分として利用されました。そのため、牧場に関連した施設が数多く残されています。このうち、中野牧捕込と初富小学校の野馬土手は国史跡「下総小金牧跡」に指定されています。このほか、各所に野馬土手が残り、水呑場として使用された二本松溜（丸山溜）が東武鎌ヶ谷住宅地内の調整池として現存していま

す。

明治2年（1869）下総牧が廃止されて開墾地となると、東京で集められた多数の人たちが入植しました。旧下総牧に誕生した13の開墾村の中で最初に入植が行われたことから「初富」の村名が開墾局知事北島秀朝きたじまひでともによってつけられました。その後、近隣や関東各地からの入植者も加わり、明治時代後半には、多くの畑地が開発されました。地区内には、開墾に関わる文化財が多数残されています。開墾ゆかりの初富稻荷神社には手水鉢、豊作稻荷神社には、手水鉢・額・鈴および養蚕大絵馬が伝わりました（いずれも市指定文化財）。また、光圓寺境内には開墾50周年に建設された土地記念講碑（市指定文化財）、初富稻荷神社境内には開墾100周年、150周年の記念碑があります。

平坦な地形であったことから、近代には野菜や果樹の生産が広く行われました。また、戦時期には、現在の松戸市との境界付近に陸軍松戸飛行場と逓信省中央航空機乗員養成所（現在の陸上自衛隊松戸駐屯地の一部）が設けられました。松戸飛行場には太平洋戦争末期には米軍のB29爆撃機を邀撃する戦闘機部隊が置かれました。戦後になると、大規模な宅地や商業用地の開発が行われました。南東部には、昭和40年代後半以降、戸建て団地である東武鎌ヶ谷住宅地が造成されました。また、主として平成期には、地区の北部に土地区画整備事業により新鎌ヶ谷地区が造成され、新鎌ヶ谷駅には私鉄4線が乗り入れています。学校を含む公共施設や大型商業施設が多数建設され、文字通り市の中心地となっています。



市指定有形文化財（美術工芸品）
下総牧開墾局知事北島秀朝等旅宿看板



市指定史跡土地記念講碑



市指定有形民俗文化財豊作稻荷神社「鈴」



市指定有形民俗文化財豊作稻荷神社額「豊作社」

第5章 鎌ヶ谷市の歴史文化の特徴

1 歴史文化とは

歴史文化とは、地域に固有の風土の下、先人によって生み生まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動などの成果およびそれらが存在する環境を総体的に把握した概念をいいます。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴をあらわします。

2 鎌ヶ谷市の歴史文化の特徴

本市の歴史文化の総体は、『谷津と台地で形成された歴史文化』と表現できます。台地に複雑に谷津が入り込んだ地理的環境は、人々の生活に影響を与えています。その人々の営みの中で、前章で取り上げたような文化財が数多く生まれ、代々守り伝えられてきました。

そして、その歴史文化の総体は、図13に示すとおり、4つの歴史文化によって特徴づけられます。



図13 鎌ヶ谷市の歴史文化の総体とその特徴 概念図

3 鎌ヶ谷市の歴史文化の総体と4つ特徴～谷津と台地で形成された歴史文化～

本市中央部は分水界にあたり、台地から湧き出した湧水は、主として、北は手賀沼・印旛沼に、南は東京湾に流れ、それぞれに谷津を形成しました。

原始には他地域と物々交換をしながら暮らすムラの様子がかがえ、古代には役所のような機能をもつ地点が形成されるなど、多くの遺跡が確認されています。

中世になると、しだいに寺や城などが築かれ、集落の形成がすすみ、村を構成していきました。遠方から多くのモノが運ばれ、水陸ともに交通の要衝として人々の動きがありました。遺跡からは、他地域との交流を示す信楽産や備前産の陶磁器や板碑などの遺物が多く出土しています。

近世には、台地と谷津を利用して江戸幕府の馬牧が成立し、日常的な運営を周辺の村々が担うことになりました。この時代に村人たちが築いた野馬土手が現在も各所に残っています。また、新たにつくられた木下街道沿いに宿場が成立し、参勤交代や商人、旅人などの通行が盛んになりました。近隣の村は助郷となり宿の運営を支えました。さらに、現在の特産物である梨は、近世末に本市南部に伝わりました。

近代以降は、分水界を沿うように鉄道が敷かれ、それとともに住宅が広がっていきました。現在鎌ヶ谷市は、4つの鉄道が交差するまちへと発展しました。

このように、谷津と台地という地形を基盤として人々が集い、田畑や牧、鉄道など様々な利用の中で、人々のむすびつきをもって文化が形成されてきました。また、湧水にまつわる伝説や昔話が伝わっているのも地形的な背景の中で生まれた文化といえます。

原始・古代以降、今日に至るまで継続する歴史文化の背景には、谷津と台地による地形の起伏や大きな河川がないことから水害が少ないなど、生活する上でよい環境であったことから、人々の住む場所として存続し、今日の鎌ヶ谷市へと発展してきました。

(1) 分水界がもたらした歴史文化

本市の水系は、それぞれ特徴が異なります。北の水系の流域は、南に比べて旧石器時代から縄文時代前期までの遺跡が多く残されています。本市で最も古い約3万年前の東林跡遺跡が代表的な遺跡です。一方、南の水系の流域は、縄文時代中期から晩期と古墳時代後期から奈良・平安時代までの遺跡が連綿と続き、複数の時代の遺跡が重なる複合遺跡が多いのが特徴です。また、海につながる水系のため、貝塚を伴う遺跡が多く、大型馬蹄形貝塚の中沢貝塚は代表的な遺跡です。

このように、北と南の水系の流域には、背景が異なるふたつの文化が形成され、また水系の最奥部でありながら、他地域とつながりを持つ結節点となるような遺跡が各時代で見つかっています。これは、北と南の水系の間にある分水界がふたつの文化をつなぎ、文化の交わる地点であることから、人々が集う拠点となっていくと考えられます。

また、本市では、弥生時代の遺跡と古墳が見つからないことも、最奥部ゆえの特徴といえます。谷津田における水田づくりは、胸まで水につかるほど水量が多いため難しく、近世以降ではドブタと呼ばれる湿田で、田下駄や田舟などの農具が使われていました。稲作が始まった頃の技術では難しかったであろうと推測されます。しかし、古墳時代になると住居跡などが見つかり、人々が生活した痕跡はあります。ただ、古墳は見つかっておりません。現在の市域を超え、

柏市や我孫子市、市川市などの古墳をつくった集団と、なんらかのつながりがあったものと思われる、古墳につながるをもつ文化圏の端に位置するような地域であったと推測されます。

(2) 江戸時代の馬牧がもたらした歴史文化

本市中央部は、戦国時代より馬牧として利用され、江戸時代を通じて、長く牧として利用されました。平坦な台地と柵代わりになる谷津の形状が、牧として適していたと考えられます。

旧家に残る古文書や絵図、現地に残る野馬土手や捕込（国史跡下総小金中野牧跡）からは、牧の管理に関わった村人たちの様子やかつての牧の様子がうかがえ、牧の歴史を今に残しています。

明治時代に牧が開墾されたことにより、新たに町がつけられ、その後の発展につながっていききました。かつての牧は、現在、8つの駅と大型店舗、公共施設、住宅街が整備され、本市の中心地となっています。

(3) 交差するまちの歴史文化

本市は、北と南の水系の流域の文化が交わる地点で、古来より人やモノが集まる拠点として発展してきました。

また、近世には、新たに木下街道が整備され宿場が置かれ、新たな人の動きを生み出しました。街道に沿って短冊形の屋敷割を行った宿場特有のまちなみが一部に残り、道標や歴史的建造物とともに今に往時の姿をとどめています。

さらに、近代以降整備された鉄道は、農村地帯から住宅都市へとまちなみを変え、人口を増やしました。現在は、鉄道4線が交差するまちで今日も変化を続け発展しつづけています。

(4) 7つの集落を基盤とした歴史文化

本市は、明治22年に鎌ヶ谷村となって以降、おおむね行政区画の範囲が変わっていません。明治の鎌ヶ谷村の成立の際には江戸時代以降の村などが地区としてくくられ、大字となったことで、現在の住所からも江戸時代の村や牧の範囲がおおよそ確認できます。現在のまちが、かつての集落を基盤として成立しているため、江戸時代から続く風習や地域で守られてきた森や林などの自然、景観などが今もなお各地に残っていることも歴史文化の特徴といえます。

谷津と台地で形成された歴史文化

江戸時代の馬牧がもたらした歴史文化

- ② 国史跡下総小金中野牧跡（捕込）
- ③ 牧と初富開墾

分水界がもたらした歴史文化

- ① 中沢貝塚
- ▼ 水系の最奥部



7つの集落を基盤とした歴史文化

- ⑦ 市指定文化財おしゃらく踊り
- ⑧ 市指定文化財粟野庚申請
- ⑨ オビシャ

交差するまちの歴史文化

- ④ 国登録有形文化財澁谷家住宅
- ⑤ 市指定文化財鎌ヶ谷大仏
- ⑥ 木下街道と鎌ヶ谷宿

図14 鎌ヶ谷市の歴史文化

第6章 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方

1 保存・活用の基本理念

本市の歴史文化から生み出された多くの文化財が継承されてきました。しかし、近年の開発の加速化と社会情勢にともなう価値観の多様化、少子高齢化などの社会状況の変化を背景に、これまで地域や人々の暮らしの中で代々守り伝えられてきた文化財の中には、その価値が見いだされず、失われていくものもありました。

また、残された文化財の中で、知られているのはその一部で、ほとんどの文化財やその背景の歴史文化は知られていません。名前を知っていてもそれがどういう意味を持った文化財なのかは、広く理解されていません。一方、日常にあることから文化財として見られていないこともあります。さらには、無くなってからその価値が認識されることもあります。

市民と行政が共にふるさと鎌ヶ谷の文化財を守り、それを次世代へ伝えていくことは、地域への関心・愛着を持つことにつながり、本市の総合基本計画の基本目標の一つである「豊かな心と生きがいを実感できるまち」づくりへとつながります。この基本目標を文化財保存と活用の「めざす姿」として、その実現に向けて「みんなで守り伝えるふるさと鎌ヶ谷の文化財」を文化財の保存・活用の基本理念として定めます。

基本理念 みんなで守り伝えるふるさと鎌ヶ谷の文化財

2 保存・活用の基本方針

基本理念を達成するために、文化財下記の3つの基本方針に基づき、文化財が未来にわたって確実に保存、継承、活用されるように、市民と行政が文化財の価値を共有するとともに、保存と活用のための環境や体制づくりを進めていきます。そして、市民が文化財の保存と活用に関わり続ける持続可能な仕組みをつくり、豊かな心と生きがいを実感できるまちづくりを進めていきます。

基本方針1 **文化財を“知る”** : 市民と行政による文化財の価値の共有
みんなで守り伝えるためには、文化財の価値や意味を知り伝えることが大切です。

基本方針2 **文化財と“つながる”** : 保存と活用のための仕組みづくりの推進
みんなで守り伝えるためには、みんなが文化財とつながる意識が大切です。

基本方針3 **文化財を“のこす”** : 保存と活用のための環境づくりの推進
みんなで守り伝えるためには、保存・活用のための環境を整えることが大切です。

※ここでいう市民とは、所有者、専門家、団体を含みます。

鎌ヶ谷市の文化財の「保存・活用」のめざす姿

【現状】

都市化が進む市の中にも多くの文化財が残されています。
しかし、知られているのはその一部で、ほとんどの文化財やその背景の歴史文化は知られていません。また名前を知っていてもそれがどういう意味を持った文化財なのかは、広く理解されていません。一方、日常にあることから文化財として見られていないこともあります。さらには、無くなってからその価値が認識されることもあります。

基本方針1

文化財を “知る”

市民と行政による文化財
の価値の共有

価値や意味を共有し、“知る”ことによって次世代に受け継がれ、みんなと文化財が“つながる”ことができます。

“のこす”ことによって次世代の人々がその価値や意味を“知る”ことができます。

《めざす姿》
豊かな心と生きがい
を実感できるまち

【保存・活用の基本理念】
みんなで守り伝える
ふるさと鎌ヶ谷の文化財

地域への関心、愛着

基本方針2

文化財と “つながる”

保存と活用のための仕
組みづくりの推進

基本方針3

文化財を “のこす”

保存と活用のための環
境づくりの推進

みんなが文化財と“つながる”ことによって、地域の財産として“のこす”ことができます。

【めざす姿を実現した将来像】

“知る・つながる・のこす”サイクルが循環することによって、未来へ、歴史文化とともに文化財の価値や意味が理解されて、持続的に受け継がれていき、市民が地域への関心、愛着を持ち、豊かな心と生きがいを実感できるまちとなります。

3 保存・活用の基本理念の実現に向けた課題

保存・活用の基本理念の実現をするための課題を以下に整理します。

(1)「基本方針1 文化財を“知る”」にかかわる課題

①文化財の継続調査及び未調査の把握

市史編さん事業の一環として、歴史・民俗・自然などについて総合的な把握調査を実施していますが、調査終了後から年数が経っています。特に、民俗・自然については、経年による変化や近年の社会状況の変化が大きいことから、民俗行事や巨木、動物、植物など現状を把握すべきものがあります。また、民具（桶職人の道具など）や仏像については、把握調査や詳細調査が未完了のものがあります。建造物調査については、市史編さん事業において一部調査を実施し、7地区のうち2地区（佐津間・鎌ヶ谷地区）の悉皆的な調査を令和3年度に行いましたが、他の地区については把握調査が必要です。戦争遺構については一部の所在は確認しているものの把握調査が必要です。金石文では近年新たに造塔されたものや新しく存在が確認されたもの、移設されたものがあり、現況調査が必要です。無形文化財、名勝地、伝統的建造物群、文化的景観については未調査です。埋蔵文化財は土木工事などに伴い実施した発掘調査で出土した遺物の整理作業が未実施のものがあります。また、遺物の詳細調査が必要なものがあります。文化財の継続調査および未調査の文化財を把握し、“知る”につなげることが課題です。

表8 既往調査の実施状況 (凡例) ○：概ね調査ができている △：さらに調査が必要 —：未調査

| 種類・分類 | | 地区 | | | | | | |
|---------|-------------|-----|----|-----|----|-----|-----|----|
| | | 佐津間 | 栗野 | 軽井沢 | 中沢 | 道野辺 | 鎌ヶ谷 | 初富 |
| 有形文化財 | 建造物 | ○ | △ | △ | △ | △ | ○ | △ |
| | 彫刻 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| | 美術工芸品(彫刻以外) | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 無形文化財 | | — | — | — | — | — | — | — |
| 民俗文化財 | 有形の民俗文化財 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| | 無形の民俗文化財 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 記念物 | 遺跡 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| | 戦争遺構 | — | — | △ | — | — | — | — |
| | 名勝地 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 動物、植物、地質鉱物 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 伝統的建造物群 | | — | — | — | — | — | — | — |
| 文化的景観 | | — | — | — | — | — | — | — |
| 埋蔵文化財 | | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| その他の文化財 | 地名 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 方言 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 音 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 道 | △ | — | — | — | — | △ | — |
| | 歴史ある土地 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |

②調査・研究の成果報告

市史編さん事業が終了したことにより、郷土資料館の企画展示や発掘調査報告書以外で、調査や研究成果を市民に知らせる機会が少なくなっています。“知る”ために、調査や研究の成果を報告する機会を多角的につくることが課題です。

また、周知のために調査などで把握した文化財をデジタルデータ化する必要があります。

- 【実施例】
- ・歴史講演会（単発または企画展等に合わせたテーマ設定で年1～2回実施）
 - ・資料館セミナー（時代別にテーマ設定をした連続講座で年4～5回で設定）

③文化財の価値を周知するための文化財の活用方法の検討

平成30年（2018）度実施の「鎌ケ谷市市民意識調査」や文化財に関する市民アンケート調査（資-48）により、地域の資源でもある文化財の価値が市民に十分伝わっていないことがうかがえます。また、文化財の中でも、地域や年代によって認知度に偏りがあります。文化財の普及啓発を通して、文化財の価値を市民に伝えていくことが課題です。

【市民意識調査結果より】

- ・「鎌ケ谷らしさ」を感じさせ、愛着や誇りをもつことができるもの
（平成30年度実施「鎌ケ谷市市民意識調査」結果）
 - 名産の梨や梨ワインなどのふるさと産品 39.6%、ファイターズ鎌ケ谷スタジアム 29.2%、豊かな自然 20.3%、鎌ケ谷大仏 13.0%、国史跡「下総小金中野牧跡」 1.3%
- ・年代別市内文化財の認知度（令和3年度実施「文化財に関する市民アンケート」結果）
 - 10代以下は、「鎌ケ谷大仏」が半数以上を占め、知っている文化財の種類が他の年代と比較して少ない。身近にある文化財については知っている傾向がある。
- ・市内の文化財認知度（令和3年度実施「鎌ケ谷市の歴史に関するアンケート」結果）
 - 他の中学校区と比べて認知度の高い文化財は、鎌ケ谷中学校区は国史跡下総小金中野牧跡、第二中学校区は囃子水、第三中学校区は佐津間城跡、第四中学校区は中沢貝塚、第五中学校区は、国史跡下総小金中野牧跡と東林跡遺跡であった。

また、歴史文化や文化財に関する展示やイベントなどの、参加者の年齢層に偏りがあります。特に50歳以下の層の参加が少ない傾向にあります。AR（現実世界に仮想世界を重ね合わせる）・VR（仮想現実）技術の活用など、若年層が参加しやすい工夫が課題です。

【実施例】

- ・春の牧ウマまつり（人が集まりやすい公園に出向いて開催する「とっこめ桜まつり」など）
- ・郷土資料館の子ども向け講座（縄文人の生活ウォッチング、子どもワークショップなど）
- ・メールによる参加や予約の申込受付実施で、平日の日中仕事をしている世代にも対応

【市民意識調査結果より】

- ・市民のアイデア（令和3年度実施「文化財に関する市民アンケート」「ワークショップ」「鎌ケ谷市の歴史に関するアンケート」結果）
 - SNSを大いに活用すべき
 - YouTubeに投稿しみんなに知ってもらおう
 - 親子で参加できるイベント

- スタンプラリーなど子どもも一緒に参加できて参加賞で何かもらえる！などあれば行くきっかけになりやすい
- 小学校の授業でそれぞれの歴史について学ぶ
- 文化財看板を小・中学生が作成 など
- イベントによる普及方法として、見学ツアーや木下街道を歩く、祭りの開催、写生会など実際に見たり、歩いたりする体験型や参加型のイベントについての意見が多くあった。また、世代を超えての交流や語り継いでいくためのイベントが必要との意見が出た。
- 学校で調べ学習をしてパンフレットを作成する、体験授業
- VRでの見学、参加型イベント など

*AR：アグメンティッド・リアリティ（Augmented Reality）の略で、拡張現実のこと。現実世界に仮想世界を重ね合わせて表示する技術。

*VR：バーチャル・リアリティ（Virtual Reality）の略で、仮想現実のこと。コンピューターで作成した映像や音声などを、利用者が現実に近い状態に感じられるように掲示する技術。

④文化財説明板・案内板の更新および新設

文化財周知のための説明板・案内板が老朽化しているため更新が必要です。新たに周知するため新しく設置することが必要です。

(2)「基本方針2 文化財と“つながる”」にかかわる課題

①個人所有の文化財の維持・継承

個人所有の文化財の中には、文化財所有者の世代交代などにより維持・継承が困難となることもあります。次世代の人たちをサポートするための体制や支援の仕組みが必要です。

②市指定文化財おしゃらく踊りの担い手の高齢化

市指定文化財おしゃらく踊りは、保存会により継続されていますが、高齢化が進んでおり、担い手の育成が急務になっています。

③文化財の活用を一緒に行う人材の育成

国史跡下総小金中野牧跡では、地元自治会やNPO 団体などの協働による国史跡実行委員会が周知活動を実施しています。また、郷土資料館では、ボランティアによる展示ガイドや文化財散策ガイドなどを実施しています。このように市民と一緒に文化財の活用を図っていますが、関係者の高齢化が進んでおり、活用を一緒に行う若い世代の掘り起こしが必要です。また、国登録有形文化財澁谷家住宅など新たな文化財の活用を図っていくためにも、一緒に行う新たな人材の育成や裾野の拡大が課題です。

④文化財の防災・防犯の仕組みづくり

文化財は、自然災害などにより被災する可能性があり、盗難などにより紛失する恐れもあります。文化財の防災・防犯の仕組みづくりと、いざという場合に備えて、定期的な文化財の所在を把握していくことが課題です。

(3)「基本方針3 文化財を“のこす”にかかわる課題

①未指定の文化財の保護

未指定の文化財の中には、滅失や破損の危機にあるものがあり、状況により保護が必要なものがあります。文化財を適正に管理し、後世につないでいくための方法の検討が課題です。

②指定等文化財の維持管理

屋外に所在する指定文化財の中には、風雨などにより経年劣化が進んでいるものがあります。また、樹木や草、獣害などから保護することも必要です。指定等文化財の維持管理が課題です。

③歴史・民俗資料の保存の推進

郷土資料館で保管している歴史・民俗資料の状態を維持することが必要です。

④史跡や建造物の整備・修理

現状では、史跡や建造物の整備が進んでいないため、市域における観光拠点として文化財の活用ができていないことから、足を運ぶ機会へとつながらず、市民全体への周知が進んでいません。そうしたことが文化財の認知度が低い原因の一つとなっています。

周知や活用を図るための史跡や建造物の整備を行うこと、またそれを地域の資源や観光資源につなげ、活用を通じて残していくことが課題です。

また、国史跡下総小金中野牧跡の一部が私有地のため、将来的に公有化が必要です。

【市民意識調査結果より】

- ・市民アイデア（令和3年度実施「文化財に関する市民アンケート」結果）
 - 佐津間城跡は、もっと手を入れ明確に「この場所」というインパクトが欲しい
 - 史跡と史跡をつなぐ緑の遊歩道を整備
 - 文化財のみの整備ではなく、周辺の環境や景観も含めて整備する
 - 散歩コースやハイキングコースを作り、人を呼び込む仕組み作り など

⑤郷土資料館の長寿命化の検討

郷土資料館は、昭和50年建設の銀行の建物を利用して昭和62年に開館して以降、小規模な展示替えはありますが、大規模な展示リニューアルは行っていません。建物自体は平成25、26年度に大規模改修を行っていますが、将来的には収蔵施設や複合施設を視野に入れた大規模改修等について検討が必要です。郷土資料館の個別の長寿命化計画が作られていないため、「鎌ヶ谷市市有建築物長寿命化計画」に基づく作成が必要です。

【市民意識調査結果より】

- ・市民アイデア（令和3年度実施「文化財に関する市民アンケート」結果）
 - 郷土資料館の再整備

⑥文化財の適切な保管のための施設又は場所の確保

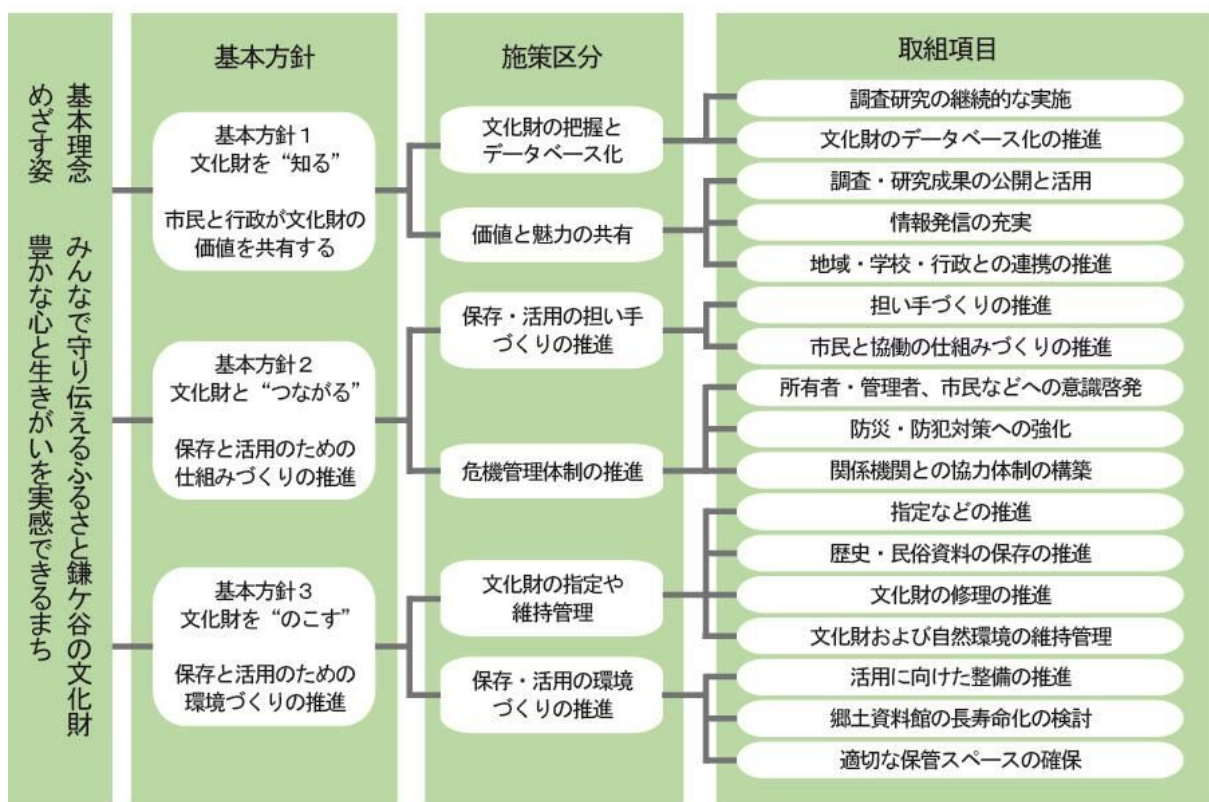
資料の保管は、古文書や公文書、写真などの歴史資料は郷土資料館に、発掘調査で出土した

埋蔵文化財や収集した民具はプレハブ倉庫や転用した建物、市の小・中学校の教室を有効活用して分けて仮置きしている状況です。このため、温湿度など保存に適切な環境で保管できているものは少なく、どの施設も飽和状態、または近い将来に収蔵量の限界に達することが見込まれます。文化財保護のための適切な保管スペースを確保することが課題です。

4 保存・活用の基本理念の実現に向けた施策

基本理念の実現に向けた課題を解決するために、今後取り組んでいく保存・活用に関する施策を次に設定します。第7章では、基本方針に基づく全体的な取組み内容を記載するとともに、第8章では、本市の歴史文化でつながる文化財を、総合的・一体的に保存と活用するための個別の取組み内容について記載します。

〈第7章〉 全域的な取組み



〈第8章〉 関連文化財群を活かした取組み

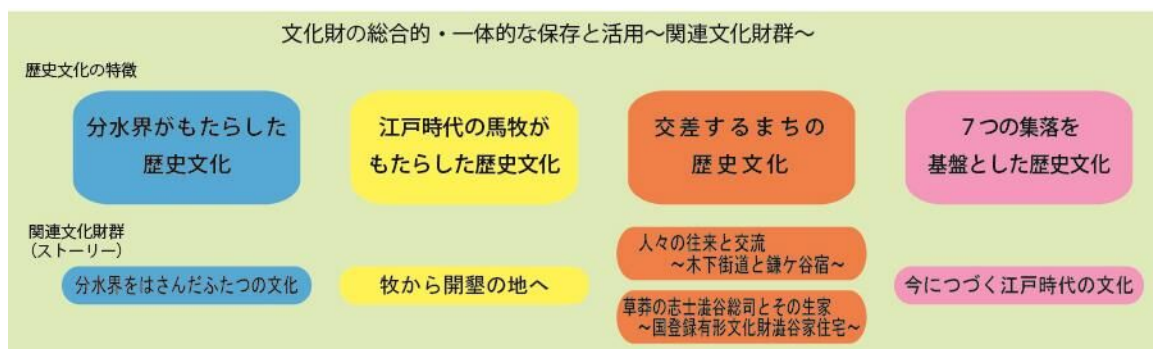


図 1 5 保存・活用の基本理念の実現に向けた体系図

(1)「基本方針1 文化財を“知る”」にかかわる施策

文化財の価値や意味を把握し、その価値と魅力を伝えるための情報を発信します。

①文化財の把握とデータベース化

建造物、仏像、戦争遺構については、把握調査するための体制を検討します。民俗、自然については、すでに把握調査を実施しているものについて、状況調査または詳細調査を実施します。発掘調査で出土した遺物の未整理作業および遺物の詳細調査を実施します。これら調査により、文化財の状況確認や新たな文化財の発見など、文化財の把握に努め、把握した文化財のデータベースを作成します。さらに、各分野の研究をし、文化財の本質を把握します。

◇調査・研究の継続的な実施：未実施の調査や未整理作業、継続が必要な調査を実施し、成果を基に研究します。

◇文化財のデータベース化の推進：調査などで把握した文化財のデータベースを作成します。

②価値と魅力の共有

調査で得た結果や研究した成果などを、資料館での展示や、ホームページでの紹介、各種講座、学校の授業などを通じて周知し、文化財の価値と魅力を広く情報発信します。

◇調査・研究成果の公開・活用：調査や研究の成果を郷土資料館の展示や講座を通じて市民に公開の場を作ります。また、成果をまとめた刊行物の発行を行い、文化財の価値や魅力を広く市民に伝えます。データベース化した文化財を情報公開します。

◇情報発信の充実：文化財の周知普及のため、様々な主体によるイベントの開催や、SNS*などからの情報発信を行います。また、文化財の説明板・案内板の設置や文化財マップを作成・配布し、広く周知します。

◇地域・学校・行政との連携の推進：地域や学校、他自治体や他地域の博物館との連携を推進し、イベントやAR・VR技術の活用、授業を通じて文化財の価値や意味を知る機会を作ります。

*SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略で、インターネット上でのコミュニティサイトのこと。

(2)「基本方針2 文化財と“つながる”」にかかわる施策

文化財の所有者、文化財関係者、団体などの市民、行政が、それぞれに文化財とつながることによって愛着を感じ、地域の財産として残るような仕組みづくりや、つながりの構築を推進します。

①保存・活用の担い手づくりの推進

文化財所有者の高齢化に伴う文化財の継承、無形民俗文化財に関する活動の継続を円滑に進めるための担い手づくりと、文化財を活用し普及するための人材育成を推進します。

◇担い手づくりの推進：市指定文化財おしゃらく踊りなど無形民俗文化財を継続していくための担い手の育成や文化財所有者の相続などに伴う文化財の継承を確実にを行うため、文化財の価値や魅力を伝える機会を創出します。また、地元に残る文化財に対して地域住民が興味を持ち、文化財の保存への啓発となるようなイベントや講座などを開催します。文化財所有者に対し、丁寧なサポートを行います。

◇市民との協働の仕組みづくりの推進：文化財を継続的に保存・活用していくためには、行政だけではなく、市民や地域の力が必要です。文化財ボランティアの育成や市民との協働で文化財を保存・活用していく仕組みづくりを行います。

②危機管理体制の推進

文化財を災害・犯罪から守るための、意識啓発とつながりの構築を推進します。

◇所有者・管理者・市民等への意識啓発：文化財所有者・管理者、市民に、文化財の防災に関する意識啓発を促す講習会や防災訓練を実施します。

◇防災・防犯対策の強化：文化財が被災しないために、市が管理する文化財の被災状況を想定した防災・防犯対策の強化を進めます。また、文化財所有者に対し、防災・防犯対策の強化を図ります。

◇関係機関との協力体制の構築：文化財が被災した場合の連絡体制を構築し、情報伝達の漏れのない体制とします。また被災した文化財を救済するため、国立文化財機構文化財防災センターや他博物館などの専門機関による協力体制を構築します。

(3)「基本方針3 文化財を“のこす”」にかかわる施策

次世代の人々がその価値や意味を知ることができるよう、環境づくりを推進していきます。

①文化財の指定や維持管理

これまで文化財を指定・登録、修理などにより保護してきました。引き続き、指定・登録による保護の推進、適切な修理、保存を行います。また、未指定文化財についても保護の対象としていきます。

- ◇指定などの推進：文化財を保存するために、指定・登録を推進します。そのために文化財調査結果などをもとにして指定等の候補リストを作成し、定期的な見直しを行います。
- ◇未指定文化財を含めた地域の文化財の活用を推進するため、市民と協働で、関連文化財群の検討を行います。
- ◇歴史・民俗資料の保存の推進：歴史・民俗資料を維持するため、定期的にくん蒸作業を行います。さらに、歴史資料に関しては、資料の修補とマイクロフィルム化を実施します。
- ◇文化財の修理の推進：市指定文化財の状態を確認し、経年劣化が進んでいるものについて、修理が必要な箇所をまとめ、計画を作成します。
- ◇民間所有の文化財の修理のための補助金に関する制度の検討をします。
- ◇文化財および自然環境の維持管理：野馬土手や佐津間城跡などの状態を維持するため、文化財に生えている樹木や下草の管理をします。また、自然を保全していくための管理を行います。
- ◇国登録有形文化財澁谷家住宅の維持管理：敷地内の樹木や下草の管理、建物を獣害から守る対策などを実施します。

②保存・活用の環境づくりの推進

文化財を地域の資源や教育資源、観光資源へと活用するために、史跡や建造物の整備を推進します。加えて郷土資料館の長寿命化の検討や適切な保管スペースの確保を行います。

- ◇活用に向けた整備の推進：地域の資源や教育資源、観光資源としての活用に向けた国史跡下総小金中野牧跡と国登録有形文化財澁谷家住宅の整備を推進していきます。
- ◇国史跡下総小金中野牧跡の民有地部分の公有化を図っていきます。
- ◇郷土資料館の長寿命化の検討：老朽化している郷土資料館の長寿命化の計画を作成し検討を進めます。
- ◇適切な保管スペースの確保：文化財の収蔵スペースが収蔵量の限界に達する前に、保管スペースを確保します。また、文化財の分類により温湿度など保存に適切な環境は異なるため、文化財にあった環境の整備を実施します。

第7章 文化財の保存・活用に関する取組み

保存・活用の基本理念の達成を実現するために、前章で示した方針に基づき、本計画期間に実施する取組みを記載します。取組みの実施にあたっては、市費のほか、文化庁の文化財保存事業費補助金や文化資源活用事業費補助金等、内閣府の地方創生推進交付金をはじめとした国や県の支援メニューや民間資金（クラウドファンディングなど）を活用し、財源の確保に努めます。

措置事業ごとに想定される取組主体を記載し、取組時期の目途として、計画期間を前期・中期・後期の3期に分けて、実施時期を示しました。このうち、特に重点を置いて実施すべき措置については、措置名の前に《重点事業》と表記しています。

1 「基本方針1 文化財を“知る”」をめざす取組み

取組主体 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：協力体制を整える
 ＊市民には、自治会を含む。団体には学校・大学を含む。
 取組時期 前期（R5～7） 中期（R8～10） 後期（R11～14）

(1) 文化財の把握とデータベース化

①調査・研究の継続的な実施

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | |
|---|-----------------|---|------|-----|-----|----|----|------|----|----|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 |
| 1 | 各種文化財の悉皆調査方法の検討 | 市内各地区の歴史的建造物、仏像、戦争遺構の悉皆調査を実施するには、調査体制の整備、財源確保が必要です。そのために、調査の時期や方策について検討します。 | | | | | | ◎ | | |
| 2 | 民俗文化財調査の実施 | 民俗文化財調査については、市史編さん事業の一環として、地区ごとの聞き取り調査を実施しましたが、一定期間が経過しているため、行事などについての現状把握の調査を実施します。また、各種民俗行事で使用されていた道具については調査が十分ではないため、併せて悉皆調査を実施します。調査にあたっては、市民ボランティアの募集を検討します。 | | ○ | | | | ◎ | | |
| 3 | 桶職人道具および製品調査 | 初富地区の桶職人の道具および製品の調査が未完了であることから、詳細調査を再開して、全容を把握します。調査にあたっては、市民ボランティアの協力を検討します。 | | ○ | | | | ◎ | | |

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | |
|----|---------------------|--|------|-----|-----|----|----|------|----|----|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 |
| 4 | 巨木調査の実施 | 巨木については、市史編さん事業の一つとして、1990年代に調査が行われリスト化されていますが、調査から一定期間が経過しているため、所在の確認と現状の大きさの計測を実施します。また、成長して巨木になったものもあわせて確認の調査を実施します。調査にあたっては、市民ボランティアの協力を検討します。 | ○ | | ○ | | ◎ | | | |
| 5 | 自然環境調査の実施 | 市史編さん事業の中で植物・動物・鳥・昆虫および地質・気候などの自然調査を実施しましたが、調査から一定期間が経過しているため、市内に残る自然環境の保存を目的として、状況把握のための調査を実施し、その結果をもとに保全の方策を検討します。 | | | ○ | | ◎ | | | |
| 6 | 自然環境の定点観測の検討 | 6つのコミュニティごとに1か所定点観測地点を決めて、その地点における植物の生育状況の把握を継続することを検討するため、基礎資料づくりを実施します。 | | | ○ | | ◎ | | | |
| 7 | 市内埋蔵文化財の整理 | 土木工事などにもなう埋蔵文化財発掘調査により出土した未整理遺物の整理をします。 | | | | | ◎ | | | |
| 8 | 大学機関などによる専門的調査研究の実施 | 発掘調査で出土した遺物に関して、その研究者および専門機関による調査研究の連携体制の構築を検討します。 | | | ○ | | ◎ | | | |
| 9 | 中沢貝塚出土資料調査の実施 | 中沢貝塚出土人骨などの詳細調査を大学機関により実施します。 | | | ◎ | | | | | |
| 10 | 戦争関連遺構の調査の実施 | 一部確認されている戦争遺構について、専門家を加えた把握調査を実施します。 | | | ○ | | ◎ | | | |



桶職人道具の調査風景



歴史資料の調査風景

②文化財のデータベース化の推進

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | |
|----|--------------|--|------|-----|-----|----|----|------|----|----|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 |
| 11 | 文化財データベースの作成 | 調査などで把握した文化財や寄贈を受けた文化財のリストをデータベース化する作業を行います。 | | | | | ◎ | | | |
| 12 | 文化財データベースの活用 | 作成したデータベースをホームページなどで公開するための方策を検討します。 | | | | | ◎ | | | |

(2) 価値と魅力の共有

①調査・研究成果の公開と活用

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | |
|----|----------|---|------|-----|-----|----|----|------|----|----|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 |
| 13 | 展示・講座の開催 | 調査や研究の成果を市民などに還元するため、引き続き郷土資料館で企画展や講座を開催して、情報を提供する機会をつくります。また、郷土資料館ボランティアによる市民目線の企画展や講座の実施をめざします。 | ○ | | | | ◎ | | | |
| 14 | 刊行物の発行 | 文化財を広く知ってもらうために、調査や研究成果をまとめた刊行物を発行し、文化財の魅力を発信します。 | | | ○ | | ◎ | | | |



夏休み子ども企画

「昔のくらしふれあい広場」の様子



郷土資料館常設展示の様子

②情報発信の充実

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | |
|----|---------------------------|---|------|-----|-----|----|----|------|----|----|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 |
| 15 | 《重点事業》 馬がキーワードのイベントの開催 | 国史跡下総小金中野牧跡周知普及実行委員会と協働で馬がキーワードの事業を実施します(春の牧ウマまつり、馬事文化市民講座、ミニとっこめ寄席、市内高校文化祭参加など)。 | ○ | | | ◎ | ○ | | | |
| 16 | デジタル技術による史跡の活用 | 市との包括協定を結んでいる千葉商科大学によるデジタル技術 (AR, VR*) をもちいた史跡などの周知・普及に取り組みます。 | | | | ○ | ◎ | | | |
| 17 | 庁内連携による情報発信事業 | 庁内他部署との連携を通じた情報発信をします。また、イベント開催を検討します。 | | | | | ◎ | | | |
| 18 | 観光拠点 (資源) 文化財活用事業 | 観光拠点としての文化財 (国史跡下総小金中野牧跡、市指定文化財鎌ヶ谷大仏、国登録有形文化財澁谷家住宅など) と関連文化財群の情報発信について、庁内や郷土資料館、国史跡実行委員会と検討します。 | | | | ○ | ◎ | | | |
| 19 | 自然・環境の活用 | 自然・環境の保護意識の醸成や自然に親しむ講座、イベントの開催を環境課や郷土資料館などと検討し、実施します。 | | | ○ | | ◎ | | | |
| 20 | 郷土資料館による情報発信 | 郷土資料館による展示や講座を実施します。 | | | | | ◎ | | | |
| 21 | 文化財説明板・案内板の作成 | 現在設置している文化財説明板・案内板について、老朽化が進んでいるため、順次建て替えを実施します。また、新たな設置について検討します。 | | △ | | | ◎ | | | |
| 22 | ふるさとかがや散策マップの作成・配布 | 文化財周知のため、ふるさとかがや散策マップを作成・配布します。また、定期的に内容の見直しを行い、新しい情報を提供します。 | | | | | ◎ | | | |
| 23 | 文化財の調査成果の公開 | 文化財資料調査や整理作業でわかったことをトピックとして記事の発信をして、文化財への興味を喚起し、理解を深めます。 | | | | | ◎ | | | |



とっこめ桜まつりの様子



とっこめイベント「野馬のいた風景」展示の様子

③地域・学校・行政との連携の推進

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | |
|----|-------------------------|---|------|-----|-----|----|----|------|----|----|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 |
| 24 | 自治会との連携 | 地元の文化財・関連文化財群を活用したイベントの開催を自治会と協働で実施します。国史跡実行委員会主催の国史跡下総小金中野牧跡の周知普及イベントに国史跡の近隣自治会にボランティアスタッフとして参加してもらっており、引き続き実施します。 | ○ | | | | ◎ | | | |
| 25 | 出前授業や現地見学会の開催 | 文化財や関連文化財群を活用した小・中学生を対象とした出前授業や現地見学会を実施します。また、学校と連携して、小・中学生が学区にある文化財の活用を考える機会を検討します。歴史に関するパネル展示などで協力をしていきます。 | | | | ○ | ◎ | | | |
| 26 | 文化財でつながる県内外の自治体や博物館との連携 | 千葉県北西部地区文化財担当者連絡協議会や千葉県中央博物館などの文化財でつながる県内外の自治体や博物館と連携したイベントの開催を検討し、実施します。また、そうした機会を積極的に活用していきます。 | | | | | ◎ | | | |

2 「基本方針2 文化財と“つながる”」をめざす取組み

取組主体 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：協力体制を整える
 ＊市民には、自治会を含む。団体には学校・大学を含む。
 取組時期 前期 (R5～7) 中期 (R8～10) 後期 (R11～14)

(1) 保存・活用の担い手づくりの推進

①担い手づくりの推進

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | |
|----|----------------|---|------|-----|-----|----|----|------|----|----|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 |
| 27 | 民俗芸能の担い手の育成 | 市指定文化財おしゃらく踊りは保存会により継続されていますが、高齢化が進んでおり、担い手の育成が急務となっていることから、保存会とともに、市民に呼びかけを行い、担い手を募ります。また、おしゃらく踊り周知のため、イベントへの出演機会作りやおしゃらく踊りに関する講座を実施します。 | △ | | | ◎ | ○ | | | |
| 28 | 所有者などへの継承の推進 | 指定・未指定に関わらず、文化財所有者による次世代への継承のため、所有者との直接的な対話、文化財調査による価値づけなど、文化財そのものの価値を伝え、所有者にとって保存の意味を理解してもらいます。 | | ○ | | | | ◎ | | |
| 29 | 文化財や自然を担う人材の育成 | 地元に残る文化財や自然に対して地域住民が興味を持ち、身近にある文化財や自然を守る行動へのきっかけになるよう、各公民館にて、地元の文化財や自然に関する人事育成の講座を開催します。 | | | | | | ◎ | | |

②市民と協働の仕組みづくりの推進

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | |
|----|----------------|---|------|-----|-----|----|----|------|----|----|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 |
| 30 | 郷土資料館ボランティアの育成 | 地元の文化財への愛着から郷土資料館におけるボランティア活動につながるような講座やイベントを検討し、実施します。 | ○ | | | | | ◎ | | |
| 31 | 文化財ボランティアの育成 | 文化財調査や国登録有形文化財澁谷家住宅の保存と活用のためのボランティアの体制づくりを検討します。澁谷家住宅の日常管理などのボランティア活動を令和8年度から開始します。 | △ | | △ | | | ◎ | | |

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | |
|----|------------------|--|------|-----|-----|----|----|------|----|----|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 |
| 32 | 市民との協働事業への仕組みづくり | 今後、保存・活用・周知を行っていく澁谷家住宅や佐津間城跡、中沢貝塚の文化財活用において、市民との文化財のイベントの協働事業への仕組みづくりを検討します。 | △ | | | ○ | ◎ | | | |

(2) 危機管理体制の推進

①所有者・管理者、市民への意識啓発

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | |
|----|----------------|---|------|-----|-----|----|----|------|----|----|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 |
| 33 | 防災に関する講習会などの開催 | 文化財所有者に対して、文化財の防災に関する情報を毎年定期的に周知し、注意喚起していきます。また、定期的な講習会の開催について検討します。 | | ○ | | | ◎ | | | |
| 34 | 防災訓練の実施 | 国登録有形文化財澁谷家住宅および丸屋・丸屋離れについて、防災担当部門と連携し、防災対策を行い、年に1回、地震や火災を想定した防災訓練を実施します。 | | ○ | | | ◎ | | | |

②防災・防犯対策の強化

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | |
|----|-------------------------|---|------|-----|-----|----|----|------|----|----|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 |
| 35 | 文化財の防災・防犯対策の検討と実施 | 市が管理する文化財の被災状況を想定した防災・防犯対策を検討し、定期的に見直します。 | | | | | ◎ | | | |
| 36 | 台風や豪雨などによる防災のための定期的な見回り | 近年、台風や豪雨による樹木への被害が増加していることから、国史跡下総小金中野牧跡や国登録有形文化財澁谷家住宅の裏手の森や佐津間城跡などの樹木について、倒木や枝落ちなどの危険がないかどうか定期的な見回りや専門業者による診断を実施します。 | | | | | ◎ | | | |
| 37 | 文化財保管スペースなどの防災設備の整備 | 国登録有形文化財澁谷家住宅や文化財保管スペースなどの防災設備の整備を検討し、整備します。また、耐震調査によって、今後の方針を検討していきます。 | | | ○ | | ◎ | | | |

③関係機関との協力体制の構築

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | |
|----|-----------------|--|------|-----|-----|----|----|------|----|----|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 |
| 38 | 文化財所有者との連絡体制の構築 | 市指定文化財の所有者・管理者と定期的に連絡を取り、資料の所在を把握するとともに、住所変更などで連絡体制に漏れがないようにしていきます。その上で、災害発生など緊急時の連絡体制を構築します。 | | ○ | | | ◎ | | | |
| 39 | 文化財リストの情報提供 | 文化財リストを災害発生時に備えて、消防本部に情報提供します。 | | | | | ◎ | | | |
| 40 | 関係機関との協力体制の構築 | 文化財が被災した場合を想定し、行政機関や博物館、大学、関連団体との協力体制の構築をしていきます。災害が発生したときは、人命保護を最優先にしながら、文化財の被災状況を把握し、県と連絡を密にして、被害の拡大防止に努めます。文化財が被災したときには、県や文化財所有者などと連携し、復旧に努めます。被災した文化財を救済するための専門機関や関連団体との協力体制を平時より構築します。 | △ | ○ | △ | △ | ◎ | | | |

3 「基本方針3 文化財を“のこす”」をめざす取組み

取組主体 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：協力体制を整える
 *市民には、自治会を含む。団体には学校・大学を含む。
 取組時期 前期 (R5～7) 中期 (R8～10) 後期 (R11～14)

(1) 文化財の指定や維持管理

①指定などの推進

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | | |
|----|---------------------------------|--|------|-----|-----|----|----|------|----|----|--|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 41 | 《重点事業》 文化財の指定・登録の推進および新制度の検討 | 市指定・国登録候補リストより、重点をおくものから、順次、市指定などを進めていきます。また、地方登録制度について検討します(市指定重点候補：中沢貝塚、万福寺板碑など)。 | | △ | | | | ◎ | | | |
| 42 | 文化財の指定・登録の候補リストの作成 | 文化財の保護を目的として、調査結果などをもとにして、文化財の市指定候補・国登録候補のリストの作成をします。 | | | ○ | | | ◎ | | | |
| 43 | 関連文化財群の設定 | 郷土資料館や各公民館での講座受講者の意見や、小・中学校の出前授業や見学時の児童・生徒の感想、市民アンケートなどを通して、地元の文化財を掘り下げ、関連性を見出し、関連文化財群の設定を検討します。 | △ | | | △ | | ◎ | | | |

②歴史・民俗資料の保存の推進

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | | |
|----|------------|---|------|-----|-----|----|----|------|----|----|--|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 44 | 歴史・民俗資料の保存 | 資料を虫やカビから守るため、郷土資料館が所蔵する歴史・民俗資料のくん蒸を隔年で実施します。また、古文書など歴史資料については、活用を図れるようにマイクロフィルム化を進めます。損傷の大きいものについては修補を実施します。 | | | | | | ◎ | | | |

③文化財の修理の推進

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | | |
|----|--------------|---------------------------------|------|-----|-----|----|----|------|----|----|--|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 45 | 指定文化財のモニタリング | 市指定文化財について年に1度モニタリングし、状態を確認します。 | | ○ | | | | ◎ | | | |

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | |
|----|------------------|---|------|-----|-----|----|----|------|----|----|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 |
| 46 | 指定文化財の修理 | モニタリングの結果で、経年劣化が進んだりして、修理が必要な箇所をまとめ、緊急性に鑑みて修理計画を作成し、その計画をもとに修理を進めていきます。 | | ○ | | | ◎ | | | |
| 47 | 文化財の修理のための補助金の検討 | 市指定文化財に関しては、鎌ヶ谷市文化財保護条例で補助金を交付することができますとされていますが、未指定の文化財の修理については、所有者への補助はありません。文化財の修理は、文化財の本質を理解した専門業者に委託して実施する必要もあり、そうした助言を行っていくうえでも、未指定の文化財も対象とする補助金制度を検討します | | | | | ◎ | | | |

④文化財および自然環境の維持管理

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | |
|----|-------------------|--|------|-----|-----|----|----|------|----|----|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 |
| 48 | 野馬土手や佐津間城跡などの維持管理 | 市で管理している野馬土手(国史跡下総小金中野牧跡含む)や佐津間城跡、国登録有形文化財澁谷家住宅裏手の斜面林の樹木剪定、下草の処理、獣害対策など維持管理を行います。 | | | | | ◎ | | | |
| 49 | 指定等文化財の森などの維持管理 | 市指定天然記念物八幡春日神社の森や根頭神社の森は、各神社の氏子による管理を行います。また、根頭神社近くの市が管理している林(南部公民館横)の維持のための剪定を行い、併せて林の活用方法について関連部局と検討します。 | | ◎ | | | ◎ | | | |
| 50 | ふれあいの森内の野馬土手の維持管理 | 鎌ヶ谷一丁目ふれあいの森内にある野馬土手の草刈りなど維持管理を行います。 | | | | | ◎ | | | |
| 51 | 緑道沿いの野馬土手の維持管理 | 新京成線沿いの緑道予定地に残る野馬土手の維持管理を行います。また、看板を設置して周知を図ります。 | | | | | ◎ | | | |

(2) 保存・活用の環境づくりの推進

①活用に向けた整備の推進

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | | |
|----|----------------------------|--|------|-----|-----|----|----|------|----|------|--------|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 52 | 《重点事業》 国史跡下総小金中野牧跡の整備事業 | 「国史跡下総小金中野牧跡保存管理計画」（平成21年3月）に示した基本方針および基本構想をもとに、事業実施に向けた具体的方針および手法について「国史跡下総小金中野牧跡保存整備基本設計」（平成29年3月）を策定しました。今後は、内容を見直しながら、見学通路の整備など、具体的な事業について、計画的に実施していきます。 | | | | | | ◎ | | | |
| 53 | 《重点事業》 国登録有形文化財建造物の整備事業 | 国登録有形文化財澁谷家住宅の保存活用計画を令和4年度および同5年度で作成し、それをもとに令和6年度から8年度に整備を進めます。整備後は、建物および敷地内の維持管理を行います。 | | | | | | ◎ | | (整備) | (維持管理) |
| 54 | 指定文化財等公有化事業 | 国史跡下総小金中野牧跡の民有地および今後指定するまたは指定される（追加指定を含む）国指定文化財などの公有化を国庫補助事業などを活用しながら進めます。 | | ○ | | | | ◎ | | | |

②郷土資料館の長寿命化の検討

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | | |
|----|---------------|--|------|-----|-----|----|----|------|----|----|--|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 55 | 郷土資料館の長寿命化の検討 | 「鎌ヶ谷市市有地建築物長寿命化計画」に基づいて、将来的に収蔵施設や複合施設を視野に入れた大規模改修等について検討します。 | | | | | | ◎ | | | |

③適切な保管スペースの確保

| | 措 置 | 取 組 | 取組主体 | | | | | 取組時期 | | | |
|----|-----------------|--|------|-----|-----|----|----|------|----|----|--|
| | | | 市民 | 所有者 | 専門家 | 団体 | 行政 | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 56 | 適切な保管施設または場所の確保 | 出土資料や歴史資料などの文化財が年々増加するため、保管スペースの状態を管理し、将来の状態を見越して、保管スペースの確保を検討します。 | | | | | | ◎ | | | |
| 57 | 保管スペース内の環境整備 | 資料の特性に応じた温度・湿度を保つ環境づくりを行っていきます。 | | | ○ | | | ◎ | | | |